

公募型プロポーザル方式による和泉市立病院新病院における保険調剤薬局開設事業者募集要項への質問及び回答

No.	質問事項	書類・ページ等	回答
1	A店舗とB店舗の区分けが文章により整合性が不明	募集要項P1、2	ご質問の趣旨が不明確のため回答できません。
2	本事業における貸主は和泉市(和泉市長)様となるのでしょうか。 もし、病院様との契約となる場合、リース会社などを介して契約することは可能でしょうか。	募集要項P1	要項P3の本事業の実施者に記載のとおり、貸主は和泉市です。
3	本契約の契約形態は定期建物賃貸借となるのでしょうか。	募集要項P2	定期建物賃貸借としますが、賃料は要項P2のとおり1年ごとの変動となります。
4	本契約締結における敷金など預入金は発生するのでしょうか。	募集要項P2	不要です。
5	敷金・保証金等は特に必要ないと理解してよろしいでしょうか？	募集要項P2	
6	契約賃料以外の運営諸経費(共益費や駐車場利用費)の発生の可能性はありますか。	募集要項P2	特に必要としません。ただし、薬局専用の駐車場を設けていませんので、新病院患者以外が薬局を利用するため新病院駐車場を利用する場合は有料となり、薬局事業者の負担で無料措置を講じる意向がある場合は別途協議が必要です。
7	変動賃料はその年度の12月31日までの処方せん枚数により算出するとのことですが、その年度分を翌年に一括支払いということでしょうか。	募集要項P2	契約は市の会計年度(4月1日から翌年3月31日)に合わせた年度での契約です。当該年度の変動賃料を、当該年度の終期(1月から3月)に支払うもので、ベースとなる取扱処方箋数は直近の保健所への報告数とするものです。
8	「最高制限提案価格について固定賃料及び変動賃料のいずれにおいても設定しない。」とあるが、医療機関運営者と薬局事業者が土地もしくは建物の賃貸借契約を締結する場合、契約賃料については厚生局から原則、近隣相場賃料並みとの指導があるが、相場賃料以上でも問題ないのでしょうか？	募集要項P3	要項P3のとおり関係機関と協議を経て、市は建物所有者及び病院開設者であるものの、運営は指定管理者が行うもので、賃料が病院経営に直接影響を及ぼすものでないため、問題ないと理解しています。

9	直営する調剤薬局はないが、調剤薬局を経営する法人を傘下に有する持株会社でプロポーザルに参加する場合、参加資格要件⑤を満たすと認められるか。	募集要項 P9	要項 P9 参加資格要件⑤の条件のとおり、新病院の開院に合わせ薬局を開設できる場合、参加には支障ありません。
10	提案書の作成および手続き要領について 収支計算書に記載の裏付けとなる資料の添付とありますが、具体的にはどういった書類が必要でしょうか。	募集要項 P11	固定賃料及び、変動賃料の提案の基礎とした、取扱処方箋数や主な支出である人件費の算定方法等を想定しています。また、他店舗での実績も参考となると考えます。
11	持株会社での参加が可能である場合、傘下の法人が和泉市内に調剤薬局を有する場合において、A店舗における地元加算点を獲得することは可能か。	募集要項 P15	この場合は、地元加算点の対象とはなりません。
12	工期や市の負担に影響のない範囲において契約店舗内の必要な変更を求めることができる。とありますが、入口等の場所変更も可能と理解してよろしいですか？	募集要項 P16	変更はその影響が契約店舗内にとどまるものに限り、特に北面入口の場所変更は外観に大きく影響を与えるため認めません。
13	薬局内の間仕切りのなどの変更は可能でしょうか。	工事区分、参考図面	要項に示す条件内で変更は可能です。ただし、原則として水回りの位置は大きく変更はできないものとお考え下さい。
14	参加表明書の下欄に添付書類 2 の薬局許可開設許可書と記載されていますが、出店時に近畿厚生局へ申請しなければ現状無いと思われまます。現時点では用意ができないと思われまますがどうさせて頂ければよろしいでしょうか。お願いします。	様式 1 参加表明書、添付書類 2	開設許可書の添付を必要とする場合は、次の場合です。 ① 本プロポーザルに和泉市に本店又は支店を置くものとしての参加をしようとするもの ② 資金計画書の根拠として業務実績を示そうとするもの
15	参加表明書への添付書類として「薬局許可開設許可書」が上げられていますが、これは既存店舗のものを意味するのでしょうか？	様式 1 参加表明書、添付書類 2	よって①については、和泉市内で許可を得ている既存店舗のものを添付し、②については、本店等主たる既存店舗のものを必要に応じ添付してください。既存の全数を必要とするものではありません。①または②によらない事業者は開設許可書の添付は必須としません。
16	参加表明書の添付書類 2 の薬局許可開設許可書について、和泉市内に開設する薬局がない場合は市外で運営する薬局の許可書の提出でよいでしょうか。	様式 1 参加表明書、添付書類 2	
17	参加表明書の添付書類につきまして、薬局許可開設許可書は、当社複数店舗薬局を営んでいるのですが、既存店舗の許可書と今回の敷地内薬局の許可書のどちらでしょうか。	様式 1 参加表明書、添付書類 2	

	敷地内薬局の許可書であれば、提出時期はいつになるのでしょうか。		
18	添付書類の商業登記簿謄本について、「現在事項証明書」で良いのでしょうか。	様式1 参加表明書、添付書類3	お見込みのとおりです。
19	都道府県民税及び市区町村民税に関わる証明書は弊社の本店所在地分でもよろしいのでしょうか？	様式1 参加表明書、添付書類4	申し訳ありません。要項と様式1に齟齬がありました。要項では法人税、消費税（国税）、法人市民税、固定資産税（市税）の滞納がないことを求めていますので、様式が間違いで、都道府県税は対象としません。また、市税はあくまで和泉市におけるものに限りませんので、和泉市に納税義務がない場合は、不要です。
20	参加表明書の添付書類4納税証明書について 弊社は大阪府外に本社を置くチェーンストアですが、都道府県税、市区町村民税は具体的にどこの地域の納税証明書を添付する必要がありますか。	様式1 参加表明書、添付書類4	
21	国税は問題ございませんが、都道府県民税、市区町村民税の納税証明書は和泉市の該当店舗ですか、それとも全ての店舗対象でしょうか。	様式1 参加表明書、添付書類4	
22	添付書類の国税の未納がないことの証明書ですが「納税証明書その3」で良いのでしょうか。	様式1 参加表明書、添付書類4	お見込みのとおりです。ただし、資金計画書の審査においては、「納税証明書その4」等を追加で要求する場合があります。
23	参加表明の添付図書は正副とも原本が必要でしょうか。	様式1 参加表明書、添付書類	副に添付するものは写しで支障ありません。また、正に添付するものも、事業者決定後に原本還付を申し出ることを可能としますので、詳細は事務局にお問い合わせください。
24	様式4-1 資金収支計算書について。 弊社はナショナルチェーンであるため、新店の開設費用にあたっては全額自己資金を充当します。 この場合、収支計算書の自己資本及び借入れ金収入の項目はブランク（空欄）でもよろしいのでしょうか。	資金収支計算書、 7,8行目	空欄で支障ありません。ただし、必要に応じ、自己資金高を示す資料の追加提出を求める場合があります。
25	資金収支計算書において、当年過不足と差引過不足の定義を教えてください。		当年過不足は前期繰越残高を除く収益の部の合計から費用の部の合計を減じたもの、差引過不足は前期繰越残高を含んだものと取り扱って下さい。

26	外来の表にある処方箋（A）は院外処方箋発行枚数、患者数（B）は外来処方箋枚数、発行割合（A）/（B）は所謂、分業率ということで宜しいでしょうか？	参考資料（処方箋枚数）	現市立病院は、ほぼ 100%を院外処方としています。患者数は、参考として、外来患者のうち、お薬を必要としない治療を含む全数を示すものです。
27	処方せん発行枚数について、病院移転後の処方せんは全面分業となりますでしょうか。 その場合、発行割合は開示の情報から変化しますでしょうか。 その場合の処方せん発行枚数や割合の見立てを教えてくださいませんか？		現市立病院は、ほぼ 100%を院外処方としています。新病院移行時に変更する予定はありません。
28	今回選定された場合、採用薬や服薬指導など、病院様と連携を取らせていただくことは可能でしょうか。		内容により可能な限り市で調整します。
29	契約期間（10 年間）中において賃貸借契約の途中解約は、可能でしょうか。		要項 P18 に記載のとおりです。
30	提案価格見積書につきまして、変動賃料処方箋一枚当り単価の提案価格は、徳洲会の処方箋のみなのか。それとも、他の医療機関の処方箋があれば、提案価格に合算しなければならないのか。		要項 P2 に記載のとおり、変動賃料の基礎となる取扱処方箋数は新病院以外からの処方箋を含みます。
31	有人による FAX コーナーを設け、各地元調剤薬局に処方箋を散らす予定はあるでしょうか。		現市立病院と同様、FAX コーナーを設ける予定です。
32	プロポーザルの優先交渉権者に選定又は内定されたのち、第 3 者に権利を譲渡してもよろしいでしょうか。		第 3 者への権利の譲渡はできません。

注：1 質問事項は明らかな誤字等を除き、原則として事業者の質問の原文ままとしています。

2 質問中、支店数や本店住所等、事業者が特定される可能性があるものは編集をしています。